

すまいる通信 平成27年6月 第23号

相続トラブルを防ぐ方法のひとつに「遺言書（ゆいごんしょ）」の作成があげられます。しかし、私がお客様に遺言書の話しをすると「今はまだ元気だからそのうち考えるよ。」と言う人がとても多いです。もしかしたら「遺言書（ゆいごんしょ）」と「遺書（いしょ）」を混同している人もいるのではないかと思います。「遺書」は死に逝く際のメッセージのようなイメージがあると思いますが、それと「遺言書」は違います。「遺言書」は法律の形式に則り作成する文書です。次にあげる人は特に遺言書が必要です。

●相続人以外の人に財産を渡したい人

→介護そしてくれたお嫁さん、事実婚の相手、孫などは相続人ではありません。このような人たちに財産を渡したいのであれば、遺言書が必要です。

●子どもがいない夫婦。

→例えば、旦那さんが亡くなった場合、遺言書がなければ奥様は旦那さんの兄弟と遺産分割協議をしなければなりません。

●相続人に行方不明者がいる。

→不在者財産管理人の申し立てや、失踪宣告をしなければ遺産分割ができず、手続きがとても煩雑です。

●相続人に認知症や障がいなどで意思表示ができない人がいる。

→後見の申し立てをしなければ遺産分割協議ができせん。また、その人の権利を守るため、法定相続分の遺産を渡すことになります。

●事業（会社経営）を行っている。

→相続によって株式が分散すると経営権に影響します。また、その事業用の土地建物の使用权の問題もあります。

幸せを遺す 遺言・相続セミナー

相続のことについて勉強したことがない方
誰に相談したら良いか分からないという方
相続の基本について、わかりやすく説明します。
みなさんと一緒に学びましょう。

参加費：無料 10：00～12：00	湯河原町 商工会館	真鶴町 地域情報センター
相続入門編	6月7日（日）	6月12日（金）
遺言・家族信託編	7月12日（日）	7月17日（金）
相続対策編	8月23日（日）	8月28日（金）

*日程が変更になることがありますので必ず電話でご確認ください。
*5分前までにご来場ください

お申し込み TEL：0465-39-1900
(行政書士長尾影正事務所まで)

参加特典 エンディングノート差し上げます。

先着10名様までです。お気軽にご参加ください。



◆講師：長尾影正（ながおかげまさ）◆
昭和49年7月生まれ 小田原市在住
行政書士
宅地建物取引主任者
公認不動産コンサルティングマスター
2級ファイナンシャル・プランニング技能士
NPO 法人相続アドバイザー協議会 認定会員
一般社団法人家族信託普及協会 会員
一般社団法人終活カウンセラー協会 認定

紀伊国屋



住まいる株式会社
代表取締役 長尾影正
小田原市鴨宮666番地の1
TEL: 0465-20-8501
<http://www.i-kinokuniya.net>